

2023年1月6日

株 主 各 位

高知県南国市篠原537番地1

株式会社ミロク

取締役社長 弥勒美彦

第91回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第91回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示され、2023年1月26日（木曜日）午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年1月27日（金曜日）午前10時
2. 場 所 高知県南国市篠原537番地1 当社2階会議室
3. 株主総会の目的事項

- 報告事項
1. 第91期（2021年11月1日から2022年10月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第91期（2021年11月1日から2022年10月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- | | |
|-------|--------------------|
| 第1号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第2号議案 | 取締役8名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査役3名選任の件 |
| 第4号議案 | 退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件 |
| 第5号議案 | 役員賞与支給の件 |

以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.miroku-jp.com/>）に掲載させていただきます。

【ご来場される株主様へのお願い】

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、以下のとおりご案内いたしますとともに、株主の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

- ご来場の株主様は、当日までの感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、「マスク着用・アルコール消毒液使用」などの感染予防にご協力いただきますようお願い申し上げます。
- 当日、株主様の体温をご確認させていただき、37.5度以上の発熱など体調不良と判断した場合は、ご入場を制限させていただくなどの措置を講じる場合がございますので、ご協力いただきますようお願い申し上げます。
- 今後の運営については変更する場合がございますので、当日ご来場いただく場合でも必ず事前に当社ウェブサイト (<https://www.miroku-jp.com/>) をご確認ください。

(添付書類)

事業報告

(2021年11月 1日から
2022年10月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 事業の状況

① 事業の経過及びその成果

当連結会計年度より、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下、「収益認識会計基準」という。）等を適用しております。そのため、当連結会計年度における経営成績に関する説明は、当該会計基準の影響により、前連結会計年度と比較しての増減率（%）を記載せずに説明しております。

当連結会計年度におけるわが国経済は、設備投資に持ち直しの動きが見られるものの、新型コロナウイルス感染症は感染拡大を繰り返し、依然として予断を許さない状況が続いております。一方、海外においてはウクライナ情勢の長期化によるエネルギー価格の高騰、インフレの加速等により先行きはますます不透明さを増しております。

このような状況のもと、当社グループは会社に関わるすべての人々に比類のない喜びと感動を与えるため、高品質な製品とサービスを世界へ提供することをミッションに、グループ一丸となって業績向上に努めてまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は11,471百万円、営業利益は659百万円、経常利益は808百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は512百万円となりました。

なお、収益認識会計基準等の適用により、従来の方法と比べて、売上高は3,427百万円減少し、営業利益及び経常利益はそれぞれ5百万円減少しております。

事業のセグメント別の業績は、次のとおりであります。なお、当連結会計年度より、当社グループ内の業績管理区分の見直しを行っており、これまで報告セグメントとしておりました「自動車関連事業」と、「猟銃事業」に含めておりました連結子会社である(株)ミロ

クリエの業績を「IT/IoT/AI事業」とし、「その他事業」に含めて記載しております。

i 猟銃事業

米国市場はこの数年続いた好景気が徐々に減速する気配が指標等から感じられているものの、コロナ下におけるアウトドアブームを背景とした狩猟やスポーツ射撃の人気の牽引され、当社製品のOEM供給先であるブローニンググループからの受注は堅調に推移しております。その結果、主力製品である上下二連銃は販売数量・売上高ともに前期を上回り、売上高は9,393百万円、セグメント利益（営業利益）は624百万円となりました。

なお、収益認識会計基準等の適用により、売上高は314百万円、セグメント利益は5百万円、それぞれ減少しております。

ii 工作機械事業

機械部門については、依然として新型コロナウイルス感染症等の影響が大きく、販売台数・売上高ともに前期に比べ減少しました。ツール部門の売上高は前期並みでありましたが、利益は前期に比べ減少しました。加工部門は比較的好調に推移し、売上高・利益ともに前期を上回りました。その結果、売上高は2,057百万円、セグメント利益（営業利益）は295百万円となりました。売上高につきましては、セグメント間の内部売上高18百万円を含んでおります。

iii その他事業

その他事業のうち、自動車関連事業の販売数量は前期を大きく下回りました。その結果、その他事業の売上高は48百万円、セグメント損失（営業損失）は12百万円となりました。売上高につきましては、セグメント間の内部売上高9百万円を含んでおります。

なお、収益認識会計基準等の適用により、売上高は3,112百万円減少しております。

事業別	売上高（百万円）	構成比（％）
猟銃事業	9,393	81.7
工作機械事業	2,057	17.9
その他事業	48	0.4

② 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資の総額は、1,771百万円となりました。主なセグメント別の設備投資額は、猟銃事業1,688百万円、工作機械事業85百万円であります。猟銃事業については、南国日章産業団地（高知県南国市）の工場用地取得858百万円を含んでおります。

③ 資金調達の状況

当社は、2022年9月26日開催の取締役会決議に基づき、南国日章産業団地における新工場建設に係る資金調達を円滑に行うことを目的として、(株)四国銀行をアレンジャーとするシンジケートローン（コミットメント期間付タームローン4,000百万円）契約を締結いたしました。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第88期 (2019年10月期)	第89期 (2020年10月期)	第90期 (2021年10月期)	第91期(当連結会計年度) (2022年10月期)
売 上 高	15,368百万円	13,635百万円	13,653百万円	11,471百万円
経 常 利 益	1,269百万円	756百万円	590百万円	808百万円
親会社株主に 帰属する当期 純 利 益	938百万円	440百万円	303百万円	512百万円
1株当たり 当期純利益	322円41銭	149円39銭	102円84銭	173円55銭
総 資 産	17,355百万円	17,545百万円	18,294百万円	19,272百万円
純 資 産	13,514百万円	13,778百万円	14,164百万円	14,654百万円
1株当たり 純 資 産 額	4,579円64銭	4,669円48銭	4,800円82銭	4,967円23銭

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第91期の期首から適用しており、第91期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

② 当社の直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第88期 (2019年10月期)	第89期 (2020年10月期)	第90期 (2021年10月期)	第91期(当期) (2022年10月期)
営 業 収 益	804百万円	918百万円	659百万円	575百万円
経 常 利 益	450百万円	572百万円	331百万円	233百万円
当期純利益	414百万円	468百万円	180百万円	170百万円
1株当たり 当期純利益	139円73銭	156円21銭	60円02銭	56円82銭
総 資 産	9,471百万円	9,767百万円	10,422百万円	10,913百万円
純 資 産	7,433百万円	7,730百万円	7,983百万円	8,093百万円
1株当たり 純 資 産 額	2,475円96銭	2,574円99銭	2,659円51銭	2,696円31銭

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社出資比率	主要な事業内容
(株) ミ ロ ク 製 作 所	80百万円	100.00%	猟銃製造販売
(株) 南 国 ミ ロ ク	19百万円	100.00%	猟銃製造
ミ ロ ク 機 械 (株)	80百万円	100.00%	工作機械製造販売

③ 企業結合の成果

連結子会社は上記②の3社を含む6社であり、持分法適用の関連会社は4社であります。

(4) 対処すべき課題

① 中長期的な経営戦略

当社は2018年度より、ミロクグループの長期ビジョンとして「主力三事業の強みを活かし、向上させ、かつ新たな事業を創出することで盤石の経営基盤を築き、今後も成長し続ける企業グループを目指す」を掲げ、その実現に向けたマイルストーンとして中期経営計画を策定しております。「2023 中期経営計画」としましては、製品及びサービスにおいて競合他社と明確な差別化を図り、安定した利益確保により、大型投資に耐え得る強靱な財務体質を確立し、各事業間の活発な交流による人財育成と相乗効果でのアイデア創出等を行うことで、持続可能（サステイナブル）なグループ企業を目指すことを基本戦略として推進してまいります。

i 猟銃事業

猟銃事業につきましては、ブローニンググループへのOEM供給を行っており、ビジネスパートナーとして50年以上に及ぶ良好かつ密接な関係を継続しております。主力の米国市場は、アウトドアブーム等を背景とした狩猟やスポーツ射撃のニーズの高まりから、多少の景気による変動はありながらも高水準の受注が続くものと思われます。同グループからは生産能力の拡大を要請されており、この対応として2022年8月に高知県南国市に約1万坪の土地を購入し、工場建設及び設備等を導入することで生産能力を拡充いたします。併せて既存工場の再構築等により、全体としての生産の最適化を図ってまいります。また、主力製品のフルモデルチェンジとなる新製品の市場投入によって、新規顧客の獲得及び既存顧客の需要喚起により大幅な売上拡大を目指します。さらに省人化、高度化を目的とした工程の自動化やロボット化、IT/IoT化による生産効率化により、生産性の向上と顧客ニーズに対応した柔軟な供給体制の構築を実現してまいります。品質につきましては、品質不良が発生しない、後工程へ不具合品を出さない自工程完結の仕組みづくりを推進し、品質管理体制の強化に絶えず取り組んでまいります。

ii 工作機械事業

工作機械事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響は依然として不透明な中、当事業と関係のある自動車業界は様々な要因により鈍化が予想されます。一方、半導体関係は、車載向け需要や各種端末の高性能化等から需要拡大が見込まれ、FPD（フラットパネルディスプレイ）関係は、コロナ禍前の水準に戻り、今後有機EL等新たな設備投資につながると予想されます。

このような環境のもと、販売戦略としては機械部門では継続して樹脂部品等に必要な金型の穴明け需要を取込み、日系企業が進出している東南アジア等も含め市場開拓を図ります。また、ツール部門では国内外を担当する営業体制とし、設備更新により顧客の要求を満たし販売促進につなげていきます。加工部門では、半導体やFPD市場の需要を取込み、全国4拠点の稼働率向上を目指し、また拠点の追加も模索してまいります。さらに全部門において原価低減を推し進めるとともに、人材育成による多能工化に邁進してまいります。

iii その他事業

その他事業につきましては、主力である自動車関連事業は、自動車業界が自動運転やカーボンニュートラル対応という大きな環境変化におかれています。木製ステアリングハンドルを中心とした当事業においては、中期的に当事業の主力製品となっていく部分ウッドステアリングハンドルと3Dドライ転写ステアリングハンドルの原価低減に取り組み確実に利益に結び付けるとともに、自動車産業の環境変化に対応した製品開発と生産改善を推進し、当社加飾ハンドルの商権を維持拡大していきます。また新たに中核となりうる事業分野を確立すべく、研究開発と事業開発活動を展開してまいります。

② 次期の見通し

猟銃事業につきましては、この数年続いた米国の好景気が徐々に減速する気配が指標等から感じられているものの、ブローニンググループからは前年度と同等の受注があり、販売数量は堅調に推移するものと予想されます。また、欧州においても、新型コロナウイルス感染症の再拡大やウクライナ情勢等の不安定な要素は懸念されますが、製品の輸送に関しては正常な状態に戻りつつあります。円安の進行による海外部品の高騰等、市場環境には十分留意しながら、利益向上を目指してまいります。

工作機械事業につきましては、ツール部門及び加工部門は、相応の需要から底堅く推移するものと予想しております。また機械部門は、新型コロナウイルス感染症の影響が長引いていることから回復には時間を要すると思われ、全体では減収減益予想としておりますが、国内の設備投資は持ち直しの動きも見られ始めており、事業の強化を図ってまいります。

その他事業につきましては、主力である自動車関連事業は自動車業界において今後拡大が見込まれる自動運転やカーボンニュートラルに向けた対応という大きな環境変化におかれ、メインのステアリングハンドルが転換期を迎えております。環境は厳しい状況となっておりますが、これまで培った技術によって新製品開発等に注力し、回復に努めてまいります。

株主の皆様には今後共よろしくご支援ご協力を賜りますよう切にお願い申し上げます。

当社グループは、各種猟銃の製造販売を主な事業とする猟銃事業、工作機械の製造販売を主な事業とする工作機械事業、自動車用ステアリングハンドルの製造販売を主な事業とするその他事業から構成され、各事業活動を展開しております。

①	当社	本社	高知県南国市
②	主要な子会社の事業所		
i	㈱ミロク製作所	本社工場	高知県南国市
ii	ミロク機械㈱	本社工場	高知県南国市

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
584名	3名減

使 用 人 数	前 期 末 比 増 減
16名	—

(8) 主要な借入先の状況 (2022年10月31日現在)

借 入 先	借 入 額
(株) 四 国 銀 行	300
(株) 高 知 銀 行	200
(株) 三 菱 U F J 銀 行	200

– 10 –

2. 会社の状況

(1) 株式の状況（2022年10月31日現在）

- | | |
|--------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 12,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 3,005,441株 |
| ③ 株主数 | 1,806名 |
| ④ 大株主（上位10名） | |

株 主 名	持 株 数 千株	持 株 比 率 %
M L P F S C U S T O D Y A C C O U N T	398	13.28
㈱ ミ ロ ク 興 産	199	6.65
㈱ 四 国 銀 行	142	4.73
㈱ 高 知 銀 行	133	4.44
㈱ 西 島 製 作 所	115	3.84
ミ ロ ク 共 栄 会	106	3.54
損 害 保 険 ジ ャ パ ン ㈱	100	3.33
日 油 ㈱	98	3.27
㈱ I S S リ ア ラ イ ズ	98	3.27
明 治 安 田 生 命 保 険 ㈱	88	2.96

- (注) 1. 持株比率は自己株式（3,700株）を控除して計算しております。
2. 第1順位のMLPFS CUSTODY ACCOUNT（名義人）の持株数として記載した398千株は、ブローニング・アームズ・カンパニーが実質株主として所有しております。
- ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員（役員であった者を含む）に対し交付された株式の状況
該当事項はありません。
- ⑥ その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ③ その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2022年10月31日現在）

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
取 締 役 社 長 (代表取締役)	弥 勒 美 彦	(株)ミロク製作所代表取締役社長 ミロク機械(株)代表取締役会長 (株)南国ミロク取締役会長
取 締 役	古 味 俊 雄	管理本部本部長 (株)ミロク製作所取締役
取 締 役	井 戸 隆 雄	(株)ミロク製作所取締役銃砲事業 本部副本部長 (株)ミロクリエ代表取締役社長
取 締 役	稲 田 勝 裕	ミロク機械(株)代表取締役社長
取 締 役	チャールズ・ グブラモント	ブローニングS.A. プレジデント兼最高 経営責任者 (CEO) ブローニング・アームズ・カンパニープレジデント
取 締 役	受 田 浩 之	高知大学理事・副学長
取 締 役	井 上 孝 志	井上石灰工業(株)代表取締役社長 井上ワイナリー(株)代表取締役社長
取 締 役	ジャンルイ・ダム	ヘルスタルS.A. 民生部門製造担当取締役 ブローニングピアナS.A. 会長
常 勤 監 査 役	宮 地 雅 久	
監 査 役	高 橋 重 一	
監 査 役	和 田 廣 男	

- (注) 1. 取締役チャールズ・グブラモント、受田浩之、井上孝志、ジャンルイ・ダムの4氏は、社外取締役であります。
2. 監査役高橋重一、和田廣男の両氏は、社外監査役であります。
3. 監査役宮地雅久、高橋重一、和田廣男の3氏は、長年にわたり金融機関に在籍し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は取締役受田浩之、井上孝志の両氏を独立役員として東京証券取引所に届け出ております。
5. 監査役福原和彦氏は、2022年1月27日開催の第90回定時株主総会終結の時をもって辞任により退任いたしました。

② 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、保険会社との間で、当社及び国内子会社5社の取締役及び監査役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約により、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害賠償金や争訟費用等が填補されます。ただし、故意または重過失に起因して生じた当該損害は填補されない等の免責事由があります。

③ 取締役及び監査役の報酬等

i 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針等

当社は、2021年2月24日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方針及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は次のとおりです。

・基本方針

当社の取締役の報酬は、企業業績と企業価値向上に資するように、その役職及び職責に相応した適正な報酬基準とすることを基本方針とする。

・固定報酬に関する方針

固定報酬は、月例の報酬とし、役位、職責、在任年数、業務執行状況、財務状況、外部環境、世間水準、従業員給与水準等を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

・賞与に関する方針

賞与は、現金報酬とし、事業年度の業績連動として、本業を含めた事業全体からの利益である連結経常利益に応じた基準テーブルに基づき算出し、従業員の賞与、次期の見通し等を総合的に勘案し決定するものとする。

・退職慰労金に関する方針

退職慰労金は、在職中の職務に対する対価の一部として、職位、在任年数等に応じた当社「役員規程」に従い退職時に支給するものとする。

・報酬等の決定に関する事項

個人別の報酬額については、代表取締役社長が上述方針に沿った具体的内容を取締役会に上申し、取締役会で決定するものとする。

ii 当事業年度に係る報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる役員 の員数 (名)
		固定報酬	賞与	退職慰労金	
取締役 (うち社外取締役)	68 (13)	48 (9)	13 (2)	6 (0)	9 (5)
監査役 (うち社外監査役)	15 (6)	10 (4)	3 (1)	1 (0)	4 (3)
合計 (うち社外役員)	83 (19)	59 (14)	16 (4)	7 (1)	13 (8)

- (注) 1. 上記には、2022年1月27日開催の第90回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名（社外取締役）及び監査役1名（社外監査役）を含んでおります。
2. 取締役の報酬限度額は、2000年1月28日開催の第68回定時株主総会において年額100百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を除く）と決議いただいております。なお、当該株主総会終結時点の取締役の員数は、12名であります。
3. 監査役の報酬限度額は、1986年1月30日開催の第54回定時株主総会において年額15百万円以内と決議いただいております。なお、当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名であります。
4. 賞与には、当事業年度に役員賞与引当金繰入額として費用処理した金額を含んでおります。
5. 上記のほか、2022年1月27日開催の第90回定時株主総会決議に基づき、同総会終結の時をもって退任した役員に対し役員退職慰労金を以下のとおり支給しております。なお、金額には、当事業年度及び過年度の事業報告において、報酬等の総額に含めた役員退職慰労引当金の繰入額が含まれております。
- 退任取締役1名（社外取締役） 1百万円
退任監査役1名（社外監査役） 1百万円
6. 賞与は当社の業績評価を示す連結経常利益を指標として、内規で定めた基準テーブルに基づき算出しており、その総額については株主総会で決議いただいております。当事業年度における連結経常利益の実績は808百万円となりました。

④ 社外役員に関する事項

i 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

イ. 取締役チャールズ・グブラモント氏は、ブローニングS. A. のプレジデント兼最高経営責任者（CEO）、ブローニング・アームズ・カンパニーのプレジデントを兼務しております。当社の完全子会社である㈱ミロク製作所とブローニングS. A. の完全子会社であるBWA, INC. 及びブローニング・インターナショナルS. A. は長期供給契約を締結しております。

ロ. 取締役受田浩之氏は、高知大学の理事及び副学長であります。なお、当社と同大学との間に特別な関係はありません。

ハ. 取締役井上孝志氏は、井上石灰工業㈱及び井上ワイナリー㈱の代表取締役社長であります。なお、当社と両社との間に特別な関係はありません。

ニ. 取締役ジャンルイ・ダム氏は、ヘルスタルS. A. の民生部門製造担当取締役、ブローニングピアノS. A. の会長であります。なお、当社と両社との間に特別な関係はありません。

ii 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	チャールズ・グブラモン	当期開催の取締役会20回のうち19回に出席し、米国を中心とした猟銃業界の現状や今後の動向を見極め、グローバル企業の経営者としての視点と豊富な国際的知見等に基づき、経営方針や事業戦略に関する意思決定に重要な助言、監督を行っております。
取 締 役	受 田 浩 之	当期開催の取締役会20回のうち19回に出席し、大学の教授や理事としての豊富な経験と知見に基づき、専門的見地から経営方針や企業価値向上に向けた意思決定に重要な助言、監督を行っております。
取 締 役	井 上 孝 志	当期開催の取締役会20回のうち19回に出席し、企業経営者としての視点と豊富な経験に基づき、経営方針や事業戦略に関する意思決定に重要な助言、監督を行っております。
取 締 役	ジャンルイ・ダム	2022年1月27日就任以降に開催の取締役会16回のうち15回に出席し、欧州を中心とした猟銃業界の現状や今後の動向を見極め、グローバル企業の経営者としての視点とエンジニアとしての豊富な知見等に基づき、経営方針や事業戦略に関する意思決定に重要な助言、監督を行っております。
監 査 役	高 橋 重 一	当期開催の取締役会20回すべてに出席し、主に経験や実績に基づく見地から当社の経営に関する適確な助言を行っております。 また、当期開催の監査役会17回すべてに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
監 査 役	和 田 廣 男	2022年1月27日就任以降に開催の取締役会16回すべてに出席し、主に経験や実績に基づく見地から当社の経営に関する適確な助言を行っております。 また、2022年1月27日就任以降に開催の監査役会13回すべてに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

iii 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役受田浩之及び井上孝志、社外監査役高橋重一及び和田廣男の4氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の額は下記のとおりであります。

	支払額
1. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	28百万円
2. 当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	28百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との監査契約においては、会社法に基づく監査に対する報酬等の額と金融商品取引法に基づく監査に対する報酬等の額等を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記1.の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況、監査報酬の見積り根拠等を確認し検討した結果、上記の金額に同意いたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合、その他必要と判断される場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 業務の適正を確保する体制

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するための体制を下記のとおり決議しております。

① 基本の方針

当社は、企業の社会的責任への取組みが重大な責務であると認識しており、企業の社会的責任を果たすべくグループ基本理念を掲げております。

② 当社及び子会社の取締役と使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社及び子会社の取締役と使用人は、ミロク・グループ行動規範を常時携帯し、その精神を各自が理解・確認することにより、公正で高い倫理観に基づいた企業風土の構築に努めております。また、継続企業として存続していくためには、コンプライアンスの徹底が必要不可欠であると強く認識し、当社の内部監査室は、「コンプライアンス規程」に基づき、会社のすべての業務が法令及び定款に準拠し、適正に行われているか監査し、監査結果を社長及び常勤監査役に報告しております。当社及び子会社の取締役と使用人に法令違反の疑義がある行為等を発見した場合は、社内及び社外の相談受付窓口もしくは内部監査室からコンプライアンス委員会を通じて、取締役会及び監査役に報告する体制となっております。

③ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録や、各取締役が決裁権限基準等に基づいて決裁した文書類、取締役の職務の執行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録し、法令及び「文書管理規程」等に基づき、定められた期間保存することとします。また、取締役及び監査役は、常時これらの文書等を閲覧できる体制となっております。

④ 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社及び子会社は、「危機管理委員会」を設置し予測されるリスクを洗い出し、それらの危機に直面した時に会社が受けるダメージを最小限に食い止め、さらに会社を危機の状態から速やかに回復させることができるように計画の立案や活動を行っております。統制手段として「危機管理規程」を制定し、グループ全体を網羅的・統括的に管理する体制を構築するとともに、リスク管理体制を明確化し、

また当社の内部監査室が当社及び子会社のリスク管理の状況を監査し、その結果を取締役会及び監査役会に報告する体制となっております。

- ⑤ 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社及び子会社は、将来の事業環境を踏まえグループ全体の目標を定めるため、中期経営計画及び単年度の経営計画を策定し、経営計画を達成するため取締役の職務権限と担当業務を明確にすることにより、職務の執行の効率化を図っております。また、当社は取締役会の下に、社長が議長を務め、社外取締役を除く取締役で構成される経営会議を設けて、取締役会の議論を充実させるべく事前審査を行うとともに、取締役会から委譲された権限の範囲内で、当社業務の執行及び実施等について審議し意思決定を行っております。

- ⑥ 当社及び子会社における業務の適正を確保するための体制

総務部は、「関連会社管理規程」に基づき、グループ各社の重要事項に関する報告・事前協議を通じ、業務の適正化を図るとともに、その業務を監視しております。当社取締役及びグループ各社の取締役は、各社の業務執行の適正を確保するため、適宜会議を開催し意見交換を行い、業務内容の定期的な報告を受け、重要案件については事前協議の上、各社の取締役会に報告しております。また、当社の内部監査室は、当社常勤監査役と連携して、内部監査計画に基づきグループ各社の監査を実施し、その結果を社長及び被監査部門に報告し、必要に応じて改善策の指導・支援を実施しております。

- ⑦ 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

現在、監査役の職務を補助すべき使用人はいませんが、必要に応じて、監査役の業務補助のため監査役スタッフを置くこととします。また、当該使用人の人事異動については、監査役会の意思を尊重するものとします。なお、監査役より監査業務に必要な指示を受けた使用人に対し、その指示に関して取締役等の指揮命令は受けない体制をとっております。

- ⑧ 当社及び子会社の取締役と使用人が監査役に報告をするための体制及びその他の監査役への報告に関する体制並びに監査役へ報告した者が当該報告したことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制

当社及び子会社の取締役または使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況等を速やかに報告しております。具体的には、監査役が取締役会に、また常勤監査役が経営会議、その他重要な会議に出席し、報告を受ける体制をとっております。

なお、監査役へ報告を行った当社及び子会社の取締役と使用人に対し、そのことを理由として不利な扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び子会社の取締役と使用人に周知徹底しております。

- ⑨ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が職務の執行につき費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が監査役の職務の執行に必要ではないと認められた場合を除き、速やかに処理しております。

- ⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役及び監査役会は、代表取締役、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催することとしております。

(6) 業務の適正を確保する体制の運用状況

当社は、コンプライアンス意識の向上と不正行為等の防止を図るため、当社及び子会社の役員と全ての使用人に対し、グループ基本理念及び行動指針を記載した行動規範を常時携帯させ、その精神を各自が理解・確認しております。

当社の取締役会は、取締役8名（うち社外取締役4名）で構成され、定時取締役会を月1回開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。当社及び子会社の業務執行を確認するため、各取締役から業務執行の状況を確認するとともに、重要事項の審議・決議を行っております。また、社外取締役は独立した立場から決議に加わるとともに、経営の監視・監督を行っております。

当社の監査役会は、監査役3名(うち社外監査役2名)で構成され、定時監査役会を月1回開催し、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。監査役監査基準を制定しており年度毎に監査計画を作成し、監査計画に基づき監査業務を遂行しております。常勤監査役は取締役会のほか、経営会議等の重要な会議に出席するとともに取締役から業務執行の状況を聴取する等、日常的に監査し検証しております。また、社外監査役は取締役会及び監査役会で各監査役からの意見報告等を聴取し、独立性・人的影響力を踏まえ中立の立場から適時適切に客観的・公正な監査意見を表明しております。

当社の内部監査室は、常勤監査役及び会計監査人と連携して内部監査計画に基づきグループ各社の財務報告に係る内部統制の評価を実施し、その結果を取締役会に報告するとともに必要に応じて改善策の指導・支援を実施しております。

(7) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営の基本方針として、業績に応じた配当を安定的に継続することを重視しております。

当期におきましては、2022年12月8日開催の取締役会において、期末配当として1株につき金20円の配当を実施することを決議いたしました。すでに、2022年7月8日実施済みの中間配当1株につき金20円とあわせて年間配当金は1株につき金40円となります。

内部留保につきましては、研究開発・生産設備の拡充等戦略的な投資や財務体質の強化を図り、今後の事業発展に役立ててまいりたい所存であります。

(注) 本事業報告中の記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。また、比率は、表示単位未満を四捨五入しております。

連 結 貸 借 対 照 表

(2022年10月31日現在)

単位千円（未満切捨）

科 目	金 額	科 目	金 額
（ 資 産 の 部 ）		（ 負 債 の 部 ）	
流 動 資 産	9,225,459	流 動 負 債	2,716,497
現 金 及 び 預 金	1,814,904	支払手形及び買掛金	1,201,218
受取手形及び売掛金	1,862,188	未 払 法 人 税 等	237,890
棚 卸 資 産	5,085,957	賞 与 引 当 金	301,232
そ の 他	462,461	役員賞与引当金	31,867
貸 倒 引 当 金	△52	そ の 他	944,290
固 定 資 産	10,046,882	固 定 負 債	1,900,963
有形固定資産	6,285,177	長 期 借 入 金	700,000
建物及び構築物	1,342,667	繰 延 税 金 負 債	356,611
機械装置及び運搬具	1,860,133	役員退職慰労引当金	195,897
土 地	2,543,918	退職給付に係る負債	648,454
建 設 仮 勘 定	409,792	負 債 合 計	4,617,461
そ の 他	128,664	（ 純 資 産 の 部 ）	
無形固定資産	87,430	株 主 資 本	13,857,915
投資その他の資産	3,674,273	資 本 金	863,126
投資有価証券	3,038,170	資 本 剰 余 金	553,778
繰 延 税 金 資 産	483,768	利 益 剰 余 金	12,472,286
そ の 他	165,327	自 己 株 式	△31,276
貸 倒 引 当 金	△12,991	その他の包括利益累計額	796,964
資 産 合 計	19,272,341	その他有価証券評価差額金	725,028
		為替換算調整勘定	71,936
		純 資 産 合 計	14,654,880
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	19,272,341

連結損益計算書

(2021年11月 1日から
2022年10月31日まで)

単位千円 (未満切捨)

科 目	金	額
売 上 高		11,471,221
売 上 原 価		9,618,816
売 上 総 利 益		1,852,404
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,192,460
営 業 利 益		659,943
営 業 外 収 益		
受 取 配 当 金	39,662	
助 成 金 収 入	56,741	
ス ク ラ ッ プ 売 却 益	59,777	
そ の 他	45,017	201,199
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	918	
持分法による投資損失	31,345	
アレンジメントフィー	15,000	
そ の 他	4,931	52,195
経 常 利 益		808,948
税金等調整前当期純利益		808,948
法人税、住民税及び事業税	354,941	
法 人 税 等 調 整 額	△58,038	296,902
当 期 純 利 益		512,045
親会社株主に帰属する当期純利益		512,045

連結株主資本等変動計算書

(2021年11月 1日から
2022年10月31日まで)

単位千円 (未満切捨)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	863, 126	553, 778	12, 076, 379	△31, 068	13, 462, 216
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額			3, 935		3, 935
会計方針の変更を反映した 当 期 首 残 高	863, 126	553, 778	12, 080, 315	△31, 068	13, 466, 152
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△120, 074		△120, 074
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			512, 045		512, 045
自 己 株 式 の 取 得				△207	△207
株主資本以外の項目 の連結会計年度中の 変 動 額 (純 額)					
連結会計年度中の変動額 合 計	—	—	391, 970	△207	391, 763
当 期 末 残 高	863, 126	553, 778	12, 472, 286	△31, 276	13, 857, 915

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			純 資 産 合 計
	その他有価証券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 勘 定 調 整	その他の包括利益 累 計 額 合 計	
当 期 首 残 高	666, 256	36, 119	702, 375	14, 164, 592
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額				3, 935
会計方針の変更を反映した 当 期 首 残 高	666, 256	36, 119	702, 375	14, 168, 528
連結会計年度中の変動額				
剰 余 金 の 配 当				△120, 074
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益				512, 045
自 己 株 式 の 取 得				△207
株主資本以外の項目 の連結会計年度中の 変 動 額 (純 額)	58, 772	35, 816	94, 588	94, 588
連結会計年度中の変動額 合 計	58, 772	35, 816	94, 588	486, 352
当 期 末 残 高	725, 028	71, 936	796, 964	14, 654, 880

連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 6社

連結子会社名

(株)ミロク製作所、(株)南国ミロク、(株)ミロク工芸、ミロク機械(株)、
MIROKU MACHINE TOOL, INC.、(株)ミロクリエ

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社数

該当事項はありません。

(2) 持分法適用の関連会社数 4社

会社等の名称

(株)ミロクテクノウッド、MTW USA Inc.、(株)特殊製鋼所、(株)ミロク興産

MTW USA Inc. につきましては(株)ミロクテクノウッドの2022年7月22日開催の取締役会において解散決議を行い、清算手続き中であります。

(3) 持分法の適用の手続について特に記載する必要があると認められる事項

持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、当該会社の事業年度に係る財務諸表又は仮決算に基づく財務諸表を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

a 市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

b 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② 棚卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

a 商品・製品・原材料・仕掛品

主として総平均法

b 貯蔵品

主として最終仕入原価法

③ デリバティブ

時価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	7～50年
機械装置及び運搬具	9～12年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、回収不能見込額を計上しております。

a 一般債権

貸倒実績率法によっております。

b 貸倒懸念債権及び破産更生債権等

財務内容評価法によっております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員の賞与支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく連結会計年度末要支給額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① 猟銃事業

猟銃事業の主要な製品は散弾銃、ライフル銃、猟銃関連商品等であり、輸出版売においては、主にインコタームズ等で定められた貿易条件に基づき、リスク負担が顧客に移転した時点として、出荷した時点で収益を認識しております。

また、国内販売においては、顧客による検収が完了した時点で収益を認識しております。

② 工作機械事業

工作機械事業では、深穴加工用ガンドリルマシン、ガンドリルツールの製造・販売及び穴明けの請負加工を主な業務としており、深穴加工用ガンドリルマシンにおいては、顧客による検収が完了した時点で収益を認識し、据付工事、試運転等における役務を伴う履行義務につきましては、検収を受けた時点において顧客に支配が移転したと判断し、収益を認識する通常の時点としております。

また、消耗品であるガンドリルツール及び金型や金属部品等の穴明け加工業務

においては、製品の引渡時点で支配が顧客に移転し、履行義務が充足することになります。出荷時点から引渡時点までが通常の期間であるため、出荷時点で収益を認識しております。

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物が替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産・負債及び収益・費用は、連結決算日の直物が替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

会計方針の変更に関する注記

1. 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

主な変更点は以下のとおりです。

・輸出販売に係る収益認識

猟銃事業における輸出販売に関して、従来は主に船積時点で収益を認識していましたが、インコタームズ等で定められた貿易条件に基づき、リスク負担が顧客に移転した時点で収益を認識する方法に変更しております。

・代理人取引に係る収益認識

主に自動車関連事業における財又はサービスの仕入販売取引に関して、従来は総額で収益を認識しておりましたが、顧客への財又はサービスの提供における役割（本人又は代理人）を判断した結果、代理人に該当する取引については、純額で収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当連結会計年度の売上高は3,427,010千円、売上原価は3,421,020千円減少し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益は5,990千円減少しております。また、利益剰余金の当期首残高は3,935千円増加しております。

2. 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

1. 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産	483,768千円
--------	-----------

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

当社グループは、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号）に従って過去の税務上の欠損金の発生状況及び将来の課税所得の見積りにより企業分類を判定し、一時差異等の解消年度のスケジューリングを行い、回収可能と見込まれる金額について繰延税金資産を計上しております。

(2) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

将来の課税所得の見積りにつきましては、翌連結会計年度以降の予算及び中期経営計画を基礎としており、当該予算及び中期経営計画等の策定に当たっては、当社グループが現在入手している各セグメントの市場動向、受注状況等に基づいて作成しております。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響につきましては、当社グループの業績に与える影響は軽微であるとの仮定を置いております。

(3) 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

将来の課税所得の見積りにつきましては、入手可能な情報に基づいて算出しておりますが、不確実な経済条件の変動等によって、当該仮定に変化が生じた場合には、繰延税金資産の回収可能価額の見積りが減少し、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

連結貸借対照表に関する注記

1. 受取手形及び売掛金の内訳

受取手形及び売掛金のうち、顧客との契約から生じた債権の金額は、それぞれ以下のとおりであります。

受取手形	970,409千円
売掛金	891,779千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

14,575,012千円

3. 流動負債のその他に含まれる契約負債の額

その他のうち、契約負債の金額は以下のとおりであります。

契約負債	148,333千円
------	-----------

4. 貸出コミットメント契約の総額

当社は、設備資金の効率的な調達を行うため、取引銀行4行とシンジケートローン契約を締結しております。連結会計年度末におけるシンジケートローン契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

貸出コミットメントの総額	4,000,000千円
借入実行残高	－千円
差引額	4,000,000千円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式

3,005,441株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年12月7日 取締役会	普通株式	60,037	20.00	2021年10月31日	2022年1月28日
2022年6月9日 取締役会	普通株式	60,036	20.00	2022年4月30日	2022年7月8日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年12月8日 取締役会	普通株式	利益剰余金	60,034	20.00	2022年10月31日	2023年1月30日

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達するとともに、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。また、一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、投機を目的とした取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、与信管理等によってリスク低減を図っております。

投資有価証券は、主に資本提携又は業務上の関係を有する企業に関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、1年以内の支払期日であります。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であります。長期借入金は主に設備投資に係る資金調達であり、支払い金利の変動リスクを回避するため、固定金利を利用してあります。

なお、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

時価の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年10月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表 計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
投資有価証券	1,466,122	1,466,122	—
長期借入金	700,000	698,991	△1,008

(注) 1. 現金については注記を省略しており、預金、受取手形及び売掛金、支払手形及び買掛金、未払法人税等は、短期間で決済されるものであるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

2. 市場価格のない株式等は、投資有価証券には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	連結貸借対照表計上額 （千円）
非上場株式	4,012
関連会社株式	1,568,035

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券 株式	1,466,122	—	—	1,466,122

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	698,991	—	698,991

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式の時価は、相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当連結会計年度 (自 2021年11月1日 至 2022年10月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント			その他 (注)	合計
	猟銃事業	工作機械 事業	計		
米国	6,881,159	2,514	6,883,673	—	6,883,673
欧州	2,127,835	—	2,127,835	—	2,127,835
豪州・新西蘭	166,194	—	166,194	—	166,194
日本	218,504	2,020,993	2,239,498	14,958	2,254,456
その他	—	15,208	15,208	—	15,208
顧客との契約から 生じる収益	9,393,694	2,038,716	11,432,410	14,958	11,447,369
そ の 他 の 収 益 (注)	—	—	—	23,852	23,852
外部顧客への売上高	9,393,694	2,038,716	11,432,410	38,810	11,471,221

(注) 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、自動車関連事業、IT/IoT/AI事業、木材関連事業等を含んでおります。

また、「その他の収益」は、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」の範囲に含まれる不動産賃貸収入であります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 4. 会計方針に関する事項 (5) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

契約負債は主に、製品の引渡前に顧客から受け取った対価であり、連結貸借対照表上、流動負債のその他に含まれております。

当連結会計年度における契約負債の内訳は以下のとおりであります。

契約負債（期首残高）	172,998千円
契約負債（期末残高）	148,333千円

なお、当連結会計年度において契約資産の発生はありません。

1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	4,967円23銭
2. 1株当たり当期純利益	173円55銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸 借 対 照 表

(2022年10月31日現在)

単位千円 (未満切捨)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	3,431,925	流 動 負 債	1,659,752
現金及び預金	688,750	短期借入金	1,600,000
前払費用	3,130	未払金	13,957
関係会社短期貸付金	2,718,713	未払費用	10,315
その他	21,331	未払法人税等	9,969
固 定 資 産	7,481,182	預り金	1,250
有形固定資産	2,973,859	役員賞与引当金	16,989
建物	939,470	その他の	7,270
構築物	90,268	固 定 負 債	1,159,733
工具、器具及び備品	13,303	長期借入金	700,000
土地	1,878,067	繰延税金負債	345,081
建設仮勘定	52,750	役員退職慰労引当金	114,652
投資その他の資産	4,507,322	負 債 合 計	2,819,486
投資有価証券	1,463,767	(純資産の部)	
関係会社株式	1,764,471	株 主 資 本	7,373,260
出資金	1,021	資本金	863,126
関係会社長期貸付金	1,179,180	資本剰余金	565,548
投資不動産	44,650	資本準備金	515,444
保険積立金	54,211	その他資本剰余金	50,103
その他	13,000	利 益 剰 余 金	5,949,010
貸倒引当金	△12,980	利益準備金	197,500
資 産 合 計	10,913,108	その他利益剰余金	5,751,509
		土地圧縮積立金	119,387
		固定資産圧縮積立金	34,159
		別途積立金	1,630,000
		繰越利益剰余金	3,967,962
		自 己 株 式	△4,424
		評価・換算差額等	720,361
		その他有価証券評価差額金	720,361
		純 資 産 合 計	8,093,621
		負債・純資産合計	10,913,108

損 益 計 算 書

(2021年11月 1日から
2022年10月31日まで)

単位千円 (未満切捨)

科 目	金 額	
営 業 収 益		
受 取 配 当 金	145,100	
手 数 料 収 入	264,737	
不 動 産 賃 貸 収 入	165,390	575,227
営 業 費 用		
不 動 産 賃 貸 原 価	104,316	
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	295,940	400,256
営 業 利 益		174,970
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	22,597	
受 取 配 当 金	53,372	
そ の 他	818	76,788
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	2,462	
ア レ ン ジ メ ン ト フ ィ ー	15,000	
そ の 他	596	18,058
経 常 利 益		233,700
特 別 損 失		
関 係 会 社 株 式 評 価 損	36,368	36,368
税 引 前 当 期 純 利 益		197,332
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	27,734	
法 人 税 等 調 整 額	△978	26,755
当 期 純 利 益		170,576

株主資本等変動計算書

(2021年11月 1日から
2022年10月31日まで)

単位千円 (未満切捨)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金 土地圧縮 積 立 金	固 定 資 産 圧縮積立金
当 期 首 残 高	863,126	515,444	50,103	565,548	197,500	119,387	36,769
事業年度中の変動額							
剰 余 金 の 配 当							
当 期 純 利 益							
自己株式の取得							
固定資産圧縮積立金の 取 崩							△2,609
株主資本以外の項目 の 事 業 年 度 中 の 変 動 額 (純 額)							
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	—	—	△2,609
当 期 末 残 高	863,126	515,444	50,103	565,548	197,500	119,387	34,159

	株 主 資 本					評価・換算 差 額 等	純資産合計
	利 益 剰 余 金			自己株式	株 主 資 本 合 計		
	その他利益剰余金		利益剰余金 合 計				
	別途積立金	繰越利益 剰 余 金					
当 期 首 残 高	1,630,000	3,914,850	5,898,508	△4,216	7,322,966	660,568	7,983,534
事業年度中の変動額							
剰 余 金 の 配 当		△120,074	△120,074		△120,074		△120,074
当 期 純 利 益		170,576	170,576		170,576		170,576
自 己 株 式 の 取 得				△207	△207		△207
固定資産圧縮積立金の 取 崩		2,609	－		－		－
株主資本以外の項目 の 事 業 年 度 中 の 変 動 額 (純 額)						59,792	59,792
事業年度中の変動額合計	－	53,111	50,501	△207	50,294	59,792	110,086
当 期 末 残 高	1,630,000	3,967,962	5,949,010	△4,424	7,373,260	720,361	8,093,621

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

② その他有価証券

a 市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

b 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～50年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、回収不能見込額を計上しております。

① 一般債権

貸倒実績率法によっております。

② 貸倒懸念債権及び破産更生債権等

財務内容評価法によっております。

(2) 役員賞与引当金

役員の賞与支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

(3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

純粋持株会社である当社は、子会社から受け取る経営指導料、業務委託料、不動産賃貸料、及び配当金となります。

収益認識に関する会計基準が適用される経営指導料及び業務委託料等においては、子会社への契約内容に応じた受託業務の提供を通じて、一定の期間にわたり履行義務を充足することから、契約期間にわたり当該受託業務の提供に応じて収益を認識しております。

会計方針の変更に関する注記

1. 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、当事業年度の計算書類への影響はありません。また、繰越利益剰余金の当期首残高に与える影響はありません。

2. 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 2, 263, 842千円

2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）
短期金銭債務 1, 602, 128千円

3. 貸出コミットメント契約の総額

当社は、設備資金の効率的な調達を行うため、取引銀行4行とシンジケートローン契約を締結しております。事業年度末におけるシンジケートローン契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

貸出コミットメントの総額	4, 000, 000千円
借入実行残高	－千円
差引額	4, 000, 000千円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

(1) 営業収益	575,227千円
(2) 営業費用	108,370千円
(3) 営業取引以外の取引高	38,090千円

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式	3,700株
------	--------

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	1,492千円
関係会社株式評価	156,578千円
減損損失	37,309千円
役員退職慰労引当金	34,968千円
その他	8,828千円

繰延税金資産小計 239,177千円

評価性引当額 △202,639千円

繰延税金資産合計 36,537千円

繰延税金負債

土地圧縮積立金	52,393千円
固定資産圧縮積立金	14,990千円
その他有価証券評価差額金	314,234千円

繰延税金負債合計 381,619千円

繰延税金負債の純額 345,081千円

関連当事者との取引に関する注記

子会社等

種 類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関 係 内 容		取引の内容	取引金額 (千円)	科 目	期末残高 (千円)
			役員の 兼任等	事業上の関係				
子会社	㈱ミロク製作所	所有 直 接 100.0	兼任 4人	経 営 管 理 管理業務の受託	資 金 の 貸 付	2,515,384	関係会社短期貸付金 関係会社長期貸付金	2,050,000 500,000
					利 息 の 受 取	13,580		
					経営指導料の受取	79,196		
					決算業務等管理 業務料の受取	47,618		
					出向者賃金の負担額	108,008	未 払 費 用	2,128
子会社	㈱南国ミロク	所有 直 接 100.0	兼任 3人	経 営 管 理	資 金 の 貸 付	1,212,079	関係会社短期貸付金 関係会社長期貸付金	668,713 679,180
					利 息 の 受 取	9,016		
					経営指導料の受取	61,283		
子会社	㈱ミロク工芸	所有 直 接 100.0	兼任 2人	経 営 管 理	資 金 の 借 入	161,538	短期借入金	200,000
					利 息 の 支 払	161		
子会社	ミロク機械㈱	所有 直 接 100.0	兼任 3人	経 営 管 理	資 金 の 借 入	1,377,027	短期借入金	1,400,000
					利 息 の 支 払	1,381		
					経営指導料の受取	64,161		

(注) 1. 資金の貸付及び資金の借入の取引金額は、期中平均残高を記載しております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 貸付金利息及び借入金利息については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。
- (2) 経営指導料については、契約条件により決定しております。
- (3) 決算業務等管理受託料については、役務の提供に見合う額によっております。
- (4) 出向者賃金の負担額については、出向者に係る人件費に相当する額によっております。

収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「個別注記表 重要な会計方針に係る事項に関する注記 4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

1株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 2,696円31銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 56円82銭 |

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年12月13日

株式会社ミロク

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

高松事務所

指定有限責任社員

業務執行社員 公認会計士 中田 明

指定有限責任社員

業務執行社員 公認会計士 田中 賢治

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ミロクの2021年11月1日から2022年10月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ミロク及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年12月13日

株式会社ミロク

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

高松事務所

指定有限責任社員

業務執行社員 公認会計士 中田 明

指定有限責任社員

業務執行社員 公認会計士 田中 賢治

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ミロクの2021年11月1日から2022年10月31日までの第91期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年11月1日から2022年10月31日までの第91期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、有限責任監査法人トーマツから財務報告に係る内部統制について、評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適切に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年12月15日

株式会社ミロク 監査役会

常勤監査役 宮 地 雅 久 ㊞

監 査 役 高 橋 重 一 ㊞

監 査 役 和 田 廣 男 ㊞

(注) 高橋重一、和田廣男の2名は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されたことに伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられたことから、変更案第15条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第15条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度導入に伴い、現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記(3)の削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものいたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<u>第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u> <u>当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる</u> （新設） （新設） （新設）	（削除） <u>第15条（電子提供措置等）</u> <u>当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる</u> <u>2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日まで</u> <u>に書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする</u> <u>（附則）</u> <u>第1条（株主総会資料の電子提供に関する経過措置）</u> <u>2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する</u> <u>2 本条の規定は、前項の株主総会の日から3か月を経過した日後にこれを削除する</u>

第2号議案 取締役8名選任の件

当社の取締役は、本総会終結の時をもって全員任期満了となります。
つきましては、取締役8名の選任をお願いいたしたいと存じます。
取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位、担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する 当 社 株 式 の 数
1	み りく よし ひこ 弥 勒 美 彦 (1957年3月20日生)	1998年10月 富士ゼロックス㈱ (現 富士フイルムビ ジネスイノベーション㈱) 技術副主査 1999年10月 当社顧問 2000年 1月 当社代表取締役副社長 2001年 1月 当社代表取締役社長(現) 2003年 5月 ㈱ミロク製作所代表取締役社長(現) 2006年12月 ㈱榑原ミロク代表取締役会長 2007年 2月 ミロク機械㈱代表取締役会長(現) 2011年11月 ㈱南国ミロク取締役会長(現) 2022年11月 ㈱技研製作所取締役(現)	81,200株
		【取締役候補者とした理由】 弥勒美彦氏は、長年にわたり当社の経営を担っており、豊富な経験と実績をもとに、取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化が期待されるため、取締役候補者といたしました。	
2	こ み とし お 古 味 俊 雄 (1969年10月8日生)	2001年 1月 当社入社 2012年11月 当社内部監査室室長 2017年11月 当社管理本部副本部長 2017年12月 ㈱ミロク製作所取締役(現) 2018年 1月 当社取締役管理本部本部長(現)	2,000株
		【取締役候補者とした理由】 古味俊雄氏は、当社での内部監査業務の経験を有しており、取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化が期待されるため、取締役候補者といたしました。	

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位、 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する 当 社 株 式 の 数
3	い じ た か お 井 戸 隆 雄 (1977年1月19日生)	2010年 8月 ㈱電通レーザーフィッシュ (現 ㈱電通デジタル) 入社 2014年11月 ㈱ミロク製作所入社 2015年11月 同社品質保証部長 2016年12月 同社取締役銃砲事業本部副本部長 2017年 1月 当社取締役(現) 2019年 8月 ㈱ミロクリエ代表取締役社長(現) 2022年12月 ㈱ミロク製作所取締役銃砲事業 本部本部長(現)	4,785株
		【取締役候補者とした理由】 井戸隆雄氏は、様々な企業の経営課題解決に取り組むコンサルティング業務及び 当社子会社での品質保証業務の経験を有しており、取締役会の意思決定機能及び 監督機能の強化が期待されるため、取締役候補者となりました。	
4	い な だ か つ ひ ろ 稲 田 勝 裕 (1968年8月27日生)	1996年 8月 ミロク機販㈱ (現 ミロク機械㈱) 入社 2007年11月 同社東京営業所機械課課長 2014年12月 同社取締役東京営業所所長 2020年 4月 同社代表取締役社長(現) 2021年 1月 当社取締役(現)	200株
		【取締役候補者とした理由】 稲田勝裕氏は、長年にわたり当社子会社にて営業職の経験を有しており、また、 会社経営に携わっていることから、取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化 が期待されるため、取締役候補者となりました。	

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当社における地位、担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する 当社株式 の 数
5	チャールズ・グブラumont (1956年11月23日生)	1999年11月 ブローニング・アームズ・カンパニー最高執行責任者(COO) 2000年 2月 同社最高経営責任者(CEO) 2000年10月 ブローニング・インターナショナルS.A. 最高経営責任者(CEO) 2001年 1月 ブローニングS.A. 最高経営責任者(CEO) 2001年 1月 当社取締役(現) 2009年 1月 ブローニング・インターナショナルS.A. プレジデント 2012年 1月 ブローニング・アームズ・カンパニープレジデント(現) 2012年 1月 ブローニングS.A. プレジデント 2020年 1月 同社プレジデント兼最高経営責任者(CEO)(現) 2020年 1月 ブローニング・インターナショナルS.A. 最高経営責任者(CEO)	—
	【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 チャールズ・グブラumont氏は、グローバル企業の経営者を歴任され、幅広い経験と高い見識を有しており、当社の経営に適確な助言・監督を行っていただくことが期待できるものと判断したことから、社外取締役候補者いたしました。		
6	うけ だ ひろ ゆき 受 田 浩 之 (1960年3月12日生)	2006年 4月 高知大学副学長(現) 2015年 4月 同大学地域協働学部教授(現) 2017年 1月 当社取締役(現) 2019年 4月 高知大学理事(現)	—
	【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 受田浩之氏は、大学教授としての豊富な経験と幅広い知見を有しており、専門的見地から当社の経営に適確な助言・監督を行っていただくことが期待できるものと判断したことから、社外取締役候補者いたしました。		
7	いの うえ たか し 井 上 孝 志 (1968年1月11日生)	2002年 6月 井上石灰工業(株)取締役 2005年 6月 同社代表取締役社長(現) 2016年 4月 井上ワイナリー(株)代表取締役社長(現) 2019年 1月 当社取締役(現)	—
	【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 井上孝志氏は、経営者としての幅広い経験と高い見識を有しており、当社の経営に適確な助言・監督を行っていただくことが期待できるものと判断したことから、社外取締役候補者いたしました。		

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位、 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する 当 社 株 式 の 数
8	ジャンルイ・ダム (1970年2月7日生)	2005年 5月 ジェイテクトトルセンヨーロッパ社 企画品質部長 2009年 5月 同社最高経営責任者(CEO) 2018年 4月 ジェイテクトHPIプレジデント 2020年 2月 ヘルスタルS. A. 民生部門製造担 当取締役(現) 2022年 1月 ブローニングピアナS. A. 最高経 営責任者(CEO) 2022年 1月 当社取締役(現) 2022年 7月 ブローニングピアナS. A. 会長(現)	—
【社外取締役候補者としての理由及び期待される役割の概要】 ジャンルイ・ダム氏は、グローバル企業のエンジニア及び経営者を歴任され、幅広い経験と高い見識を有しており、当社の経営に適確な助言・監督を行っていたことが期待できるものと判断したことから、社外取締役候補者となりました。			

- (注) 1. チャールズ・グブラモント氏は、ブローニングS. A. のプレジデント兼最高経営責任者 (CEO)、ブローニング・アームズ・カンパニーのプレジデントを兼務しております。当社の完全子会社である(株)ミロク製作所とブローニングS. A. の完全子会社であるBWA, INC. 及びブローニング・インターナショナルS. A. は長期供給契約を締結しております。
2. その他の各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. チャールズ・グブラモント、受田浩之、井上孝志、ジャンルイ・ダムの4氏は、社外取締役候補者であります。
4. チャールズ・グブラモント、受田浩之、井上孝志、ジャンルイ・ダムの4氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって、チャールズ・グブラモント氏は22年、受田浩之氏は6年、井上孝志氏は4年、ジャンルイ・ダム氏は1年であります。
5. 当社は、受田浩之、井上孝志の両氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としており、受田浩之、井上孝志の両氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
6. 受田浩之、井上孝志の両氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出ております。
7. 当社は、保険会社との間で、当社及び国内子会社5社の取締役及び監査役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約により、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害賠償金や争訟費用等が填補されます。ただし、故意または重過失に起因して生じた当該損害は填補されない等の免責事由があります。各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を同内容で更新する予定であります。

第3号議案 監査役3名選任の件

当社の監査役は、本總會終結の時をもって全員任期満了となります。
つきましては、監査役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 、 当 社 に お け る 地 位 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する 当社株式 の 数
1	みや じ まさ ひさ 宮 地 雅 久 (1959年3月8日生)	2004年 2月 ㈱四国銀行 丸亀南支店長 2014年 6月 同行執行役員南国支店長兼南国 南支店長 2016年 6月 同行執行役員木屋橋支店長 2018年11月 当社監査役スタッフ 2019年 1月 当社常勤監査役(現)	—
	【監査役候補者とした理由】 宮地雅久氏は、長年にわたり金融機関に在籍し、財務及び会計に関する相当程度 の知見を有し、当社の監査においてその職務を適切に遂行していただけるものと 判断したため、監査役候補者いたしました。		
2	わ だ ひろ お 和 田 廣 男 (1958年2月16日生)	2011年 6月 ㈱高知銀行取締役経営統括部長 2013年 6月 同行常務取締役経営統括部長 2017年 6月 同行代表取締役専務取締役 2021年 5月 セコム高知㈱取締役(現) 2021年 6月 ㈱有恒社取締役(現) 2021年 8月 ㈱高銀ビジネス取締役(現) 2022年 1月 当社監査役(現)	—
	【社外監査役候補者とした理由】 和田廣男氏は、長年にわたり金融機関に在籍し、財務及び会計に関する相当程度 の知見を有し、当社の監査においてその職務を適切に遂行していただけるものと 判断したため、社外監査役候補者いたしました。		

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 、 当 社 に お け る 地 位 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する 当社株式 の 数
3 ※	きた むら ゆたか 北 村 裕 (1955年9月19日生)	1998年 6月 ㈱四国銀行 南国南支店長 2011年 6月 同行執行役員営業統括部長 2015年 6月 同行監査役 2018年 6月 同行取締役監査等委員 2020年 6月 ニューコウチビル㈱代表取締役社長	—
【社外監査役候補者とした理由】 北村裕氏は、長年にわたり金融機関に在籍し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有し、当社の監査においてその職務を適切に遂行していただけるものと判断したため、社外監査役候補者といたしました。			

- (注) 1. ※は新任監査役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 和田廣男、北村裕の両氏は、社外監査役候補者であります。
4. 和田廣男氏の社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年であります。
5. 当社は、和田廣男氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としており、和田廣男氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。また、北村裕氏が監査役に選任された場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。
6. 当社は、保険会社との間で、当社及び国内子会社5社の取締役及び監査役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約により、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害賠償金や争訟費用等が填補されます。ただし、故意または重過失に起因して生じた当該損害は填補されない等の免責事由があります。各候補者が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を同内容で更新する予定であります。

第4号議案 退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって任期満了により退任されます監査役高橋重一氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

なお、その具体的金額、贈呈時期、方法等については監査役の協議にご一任願いたく存じます。

退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏 名				略 歴
たか 高	はし 橋	しげ 重	かつ 一	2019年1月 当社監査役(現)

第5号議案 役員賞与支給の件

当期末時点の取締役8名及び監査役3名に対し、当期の業績等を勘案して、役員賞与総額16,989,000円（取締役分13,789,000円、監査役分3,200,000円）を支給することといたしたいと存じます。

社外取締役4名に対する支給額は2,800,000円であります。

なお、当社の取締役の個人別の賞与については、事業報告「2. (3)③ i 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針等」に記載の賞与に関する方針に基づいて決定しており、本議案は、当該方針に沿うものであることから相当であると判断しております。

以 上

二 案 内 図

高知県南国市篠原537番地1

当社2階会議室

電話 088 (863) 3310

とさでん交通 電車・バス 小籠通下車

高知龍馬空港より（タクシー）約15分

はりまや橋より (〃) 約20分

